

伊勢市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第33号

伊勢市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市情報公開条例施行規則（平成17年伊勢市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「第14条第2項」を「第14条の2第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第14条の2第2項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 審査請求に係る情報公開請求書
- (2) 審査請求に係る条例第7条第1項の決定の通知書
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書
- (4) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書
- (5) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項本文の規定による口頭意見陳述、同法第34条の陳述若しくは鑑定、同法第35条第1項の検証、同法第36条の規定による質問又は同法第37条第1項若しくは第2項の規定による意見の聴取の記録
- (6) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
- (7) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

(8) 前各号に掲げるもののほか、当該審査請求について調査審議を行う上で必要と認められる資料

第6条に次の1項を加える。

3 条例第14条の2第3項の規定による通知は、伊勢市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第8号）による。

第8条第3号及び第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第3号から様式第5号までを次のように改める。

情報部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢市情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり一部を除いて公開することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容			
公開しない部分			
部分公開とする理由	伊勢市情報公開条例第9条第 号に該当 (理由)		
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 送付)		
公開の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
問い合わせ先	部 課 係 電話		
(教示)			
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			

備考

- 1 公開をする日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

情報非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢市情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり公開しないことに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容	
公開しない理由	伊勢市情報公開条例第9条第 号に該当 (理由)
問い合わせ先	部 課 係 電話
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者とはなりません。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

情報公開請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢市情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり公開の請求を拒否することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

<p>公文書の件名 又は内容</p>	
<p>公開の請求を 拒否する理由</p>	<p>伊勢市情報公開条例第12条に該当 (理由)</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>部 課 係 電 話</p>
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第 7 号及び様式第 8 号を次のように改める。

情報公開審査諮問書

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市情報公開・個人情報保護審査会会長

（実施機関）



次のとおり審査請求がありましたので、伊勢市情報公開条例第14条の2第1項の規定により諮問します。

諮問に係る 公文書の内容	
審査請求の年月日	年 月 日
審査請求の対象と なった決定の内容 （不作為に係る請求 の内容及び年月日）	
審査請求の 趣旨及び理由	<p>1 趣旨</p> <p>2 理由</p>
担 当	部 課 係 電話番号

様式第8号（第6条関係）

伊勢市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



次の審査請求については、伊勢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、伊勢市情報公開条例第14条の2第3項の規定により通知します。

諮問に係る 公文書の内容	
審査請求の年月日	年 月 日
審査請求の対象と なった決定の内容 （不作為に係る請求 の内容及び年月日）	
審査請求の内容	
諮問年月日	年 月 日
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

(伊勢市情報公開・個人情報保護審査会に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市情報公開・個人情報保護審査会に関する規則(平成17年伊勢市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年伊勢市条例第19号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第15条第9項」を「第17条の7」に改める。

第5条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「審査会の運営」を「議事及び調査審議の手續その他審査会」に改め、同条を第9条とする。

第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

(手續の併合及び分離)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手續を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手續を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関にその旨を通知しなければならない。

(諮問実施機関の申出)

第5条 諮問実施機関は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第16条第1項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第6条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第16条第4項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問実施機関の意見を

聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第7条 条例第17条の4第2項の審査会が定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市個人情報保護条例施行規則(平成17年伊勢市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「第47条第1項」を「第48条第1項」に、「により行うものとし、次に掲げる資料を添付するものとする」を「による」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「不服申立てに対する決定(裁決)に基づく個人情報の開示に関する通知書」を「審査請求に対する裁決に基づく個人情報の開示に関する通知書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第48条」を「第48条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第48条第2項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 審査請求に係る開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書
- (2) 審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の通知書
- (3) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書
- (4) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書
- (5) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第

31条第1項本文の規定による口頭意見陳述、同法第34条の陳述若しくは鑑定、同法第35条第1項の検証、同法第36条の規定による質問又は同法第37条第1項若しくは第2項の規定による意見の聴取の記録

- (6) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
- (7) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該審査請求について調査審議を行う上で必要と認められる資料

第16条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第12号から様式第15号まで、様式第21号、様式第24号から様式第26号まで及び様式第33号から様式第35号までの規定中「異議申立て又は」を削る。

様式第38号及び様式第39号を次のように改める。

個人情報保護審査諮問書

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市情報公開・個人情報保護審査会会長

（実施機関）



次のとおり審査請求がありましたので、伊勢市個人情報保護条例第48条第1項の規定により諮問します。

諮問に係る保有個人情報の内容	
審査請求の年月日	年 月 日
審査請求の対象となった決定の内容 （不作為に係る請求の内容及び年月日）	
審査請求の趣旨及び理由	<p>1 趣旨</p> <p>2 理由</p>
担 当	部 課 係 電話番号

様式第39号（第12条の9関係）

伊勢市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



次の審査請求については、伊勢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、伊勢市個人情報保護条例第48条第3項の規定により通知します。

諮問に係る保有 個人情報の内容	
審査請求の年月日	年 月 日
審査請求の対象と なった決定の内容 （不作為に係る請求 の内容及び年月日）	
審査請求の内容	
諮問年月日	年 月 日
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

様式第40号中「不服申立てに対する決定（裁決）に基づく個人情報の開示に関する通知書」を「審査請求に対する裁決に基づく個人情報の開示に関する通知書」に、「提起のありました不服申立てに対する決定（裁決）」を「なされた審査請求に対する裁決」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改める。

（伊勢市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第4条 伊勢市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成17年伊勢市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「不服を申立てする場合」を「審査請求する場合」に改める。

（伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第5条 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第7号から様式第14号までを次のように改める。

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例 第11条第1項 第13条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※ となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例 第13条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※ となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※(2) となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

備考

- ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において伊勢市を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 勤続期間とは、伊勢市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

伊勢市職員退職手当支給条例第12条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※(2) となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分 of 取消し)	
<p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、伊勢市職員退職手当支給条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、伊勢市職員退職手当支給条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考

- 1 ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において伊勢市を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、伊勢市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

伊勢市職員退職手当支給条例第12条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※(2) となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3 該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、伊勢市職員退職手当支給条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、伊勢市職員退職手当支給条例第13条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考

- ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において伊勢市を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 勤続期間とは、伊勢市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例第12条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※(2) となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日） 年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日） 年 月 日	

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が伊勢市職員退職手当支給条例第13条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考

- ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において伊勢市を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 勤続期間とは、伊勢市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例第14条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※ となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(伊勢市職員退職手当支給条例第14条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(伊勢市職員退職手当支給条例第11条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 ※には訴訟において伊勢市を代表する者を記載すること。

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例 第14条第1項 第15条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※

となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(伊勢市職員退職手当支給条例 第14条第1項 第15条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(伊勢市職員退職手当支給条例第11条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 ※には訴訟において伊勢市を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

様式第16号及び様式第17号を次のように改める。

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



第16条第1項

伊勢市職員退職手当支給条例 第16条第2項の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払
第16条第3項

われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※

となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(伊勢市職員退職手当支給条例	第16条第1項 第16条第2項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第16条第3項	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(伊勢市職員退職手当支給条例第11条第1項及び第16条第6項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 ※には訴訟において伊勢市を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）



伊勢市職員退職手当支給条例 第16条第4項 第16条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は※

となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(伊勢市職員退職手当支給条例	第16条第4項 第16条第5項	の規定により控除される失業者退職手当額)
		円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(伊勢市職員退職手当支給条例第11条第1項及び第16条第6項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 ※には訴訟において伊勢市を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

(伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第49号）の一部を次のように改正する。
様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号（第 4 条関係）

選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けで申請のありました指定申請について、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり選定結果を通知します。

- 1 施設名

- 2 選定結果

- 3 理由

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

指定管理者指定の取消・全部停止・一部停止通知書

第 号
年 月 日

所在地

法人名（団体名）

代表者氏名 様

伊勢市長



伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり公の施設に係る指定管理者の指定を取消し・全部停止・一部停止します。

記

1 施設名

2 理由

3 停止の内容

(1) 停止の範囲

(2) 停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 停止解除の条件

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市母子保健法施行細則の一部改正)

第7条 伊勢市母子保健法施行細則（平成25年伊勢市規則第16号）の一部
を次のように改正する。

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

第 号
年 月 日

（申請者）

様

伊勢市長

印

養育医療給付決定通知書

先に申請のありました 様に係る養育医療給付申請書を審査した結果、医療給付を適当と認めたので通知します。

なお、別添医療券を交付するので指定養育医療機関に提出してください。

徴収基準月額	円（対象児：	様分）
徴収基準月額	円（対象児：	様分）

（注）ただし、2人以上の児童について同時に養育医療の給付を行う場合は、その月の徴収月額のうち最も多額な児童以外の児童については、上記額の10分の1（加算基準月額）により徴収月額を算定する。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第3条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

伊勢市長

印

養育医療給付不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました養育医療給付申請について、下記の理由により給付することができないため、不承認とします。

記

- 1 対象児氏名
- 2 不承認の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第8条 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年伊勢市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

支給認定証									
児童	フリガナ			支給認定証番号					
	氏名			支給認定区分					
	生年月日	年 月 日		保育必要量区分					
保護者	フリガナ			保育希望理由					
	氏名			支給認定有効期間	年 月 日 から				
	生年月日	年 月 日			年 月 日 まで				
	住所			年 月 日 交付	伊勢市長 印				
<p>※ この証は、教育・保育区分及び必要量等を認定するものです。教育・保育施設等の利用決定通知ではありませんのでご注意ください。</p> <p>※ この証の記載事項に変更が生じたときは、この証を添えて伊勢市にその旨を申し出てください。</p> <p>※ 利用施設にこの証の提示を求められたときは、必ず提示してください。</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>									

様式第3号（第5条関係）

支給認定却下通知書	
様	第 年 月 日 号
伊勢市長 印	
<p>先に申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。</p>	
児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
保護者の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
却下理由	
支給認定却下年月日	年 月 日
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第4号（第6条関係）

<p>利用者負担額（保育料）決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">伊勢市長 印</p> <p>利用者負担額を、次のとおり決定しましたので通知します。</p>	
支給認定児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
支給認定証番号	
支給認定区分 (保育必要量区分)	号認定 (保育 時間)
利用者負担の階層	階層
利用者負担額 (月 額)	円
<p>この利用者負担額は、4～8月分は前年度・9～3月分は当年度市民税額によって決定されたものです。利用者負担額が変更される場合は、改めて通知します。</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号（第9条関係）

<p>利用者負担額（保育料）変更通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">伊勢市長 印</p> <p>次のとおり、利用者負担額を変更しましたので通知します。</p>	
支給認定児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
支給認定証番号	
支給認定区分 (保育必要量区分)	号認定 (保育 時間)
変更前利用者負担額 (月 額)	円 (階層)
変更後利用者負担額 (月 額)	円 (階層)
<p>この利用者負担額は、4～8月分は前年度・9～3月分は当年度市民税額によって決定されたものです。利用者負担額が変更される場合は、改めて通知します。</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第 8 号から様式第11号までを次のように改める。

様式第8号（第11条関係）

支給認定変更通知書		
様	第 年 月 日	号 日
伊勢市長		印
<p>先に申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定の変更について、子ども・子育て支援法第23条第3項の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。</p>		
支給認定児童の氏名及び生年月日	年 月 日 生	
支給認定証番号		
\	変更前	変更後
支給認定区分		
保育必要量区分		
保育希望理由		
支給認定有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
<p>変更前の支給認定証を 提出してください。 ただし、既に提出されている場合は不要です。</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		

様式第9号（第11条関係）

支給認定変更却下通知書	
様	第 年 月 日 号
伊勢市長 印	
先に申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定の変更については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。	
児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
保護者の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
却下理由	
支給認定却下年月日	年 月 日
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第10号（第12条関係）

支給認定変更通知書	
第 年 月 日 号	
伊勢市長 印	
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定の変更について、子ども・子育て支援法第23条第5項の規定に基づき下記のとおり支給認定を変更しましたので、通知します。	
支給認定児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
支給認定証番号	
変更前支給認定区分 (保育必要量区分)	号認定 (保育 時間)
変更後支給認定区分 (保育必要量区分)	号認定 (保育 時間)
変更前の支給認定証を _____ に提出してください。 提出期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ただし、既に提出されている場合は不要です。	
(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

様式第11号（第13条関係）

支給認定取消通知書	
様	第 年 月 日 号
伊勢市長 印	
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について、子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により支給認定を取り消しましたので、次のとおり通知します。	
児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
保護者の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
取消理由	
取消年月日	年 月 日
<p>支給認定証を に返還してください。 返還期限 年 月 日 ただし、既に返還されている場合は不要です。</p> <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	

(伊勢市保育所の利用に関する規則の一部改正)

第9条 伊勢市保育所の利用に関する規則（平成27年伊勢市規則第16号）

の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

<p>入所承諾通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">伊勢市長 印</p> <p>次の児童の保育所等における保育の利用について、次のとおり承諾します。</p>	
入所する児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
入所する施設の 名称及び所在地	
保育の利用期間	
保育料の月額 及び納入方法	
<p>※ 入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を利用施設又は伊勢市に届け出てください。</p> <p>※ 保育の利用中であっても支給認定の保育認定区分に該当しなくなった場合には保育の利用を解除いたします。</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第3号（第3条関係）

<p>入所不承諾通知書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>伊勢市長 印</p>	
<p>申込みのありました施設への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。</p>	
<p>児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日</p>	<p>年 月 日 生</p>
<p>不 承 諾 理 由</p>	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第4号（第5条関係）

<p>保育利用解除通知書</p>	
<p>様</p>	<p>第 年 月 日</p>
<p>伊勢市長 印</p>	
<p>次の児童について、保育の利用を解除しましたので通知します。</p>	
<p>入所している児童の 氏名及び生年月日</p>	<p>年 月 日 生</p>
<p>入所している施設の 名称及び所在地</p>	
<p>保育の利用の解除 の 年 月 日</p>	
<p>保育の利用の解除 の 理 由</p>	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第10条 伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成22年伊勢市規則第32号）

の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

入園承諾通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

申込みのありました施設への入園について次のとおり承諾します。

入園する児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
入園する施設の 名称及び所在地	
入 園 期 間	
保 育 料 の 月 額 及び 納 入 方 法	

※ 入園申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を利用施設又は伊勢市に届け出てください。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

入所承諾通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

次の児童の保育所等における保育の利用について、次のとおり承諾します。

入所する児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
入所する施設の 名称及び所在地	
保育の利用期間	
保育料の月額 及び納入方法	

※ 入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を利用施設又は伊勢市に届け出てください。

※ 保育の利用中であっても支給認定の保育認定区分に該当しなくなった場合には保育の利用を解除いたします。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第7条関係）

<p>入園不承諾通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">伊勢市長 印</p> <p>申込みのありました施設への入園については、次の理由により入園できませんので通知します。</p>	
<p>児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日 生</p>
<p>不 承 諾 理 由</p>	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第 6 号及び様式第 7 号を次のように改める。

様式第6号（第9条関係）

入園承諾解除通知書	
様	第 年 月 日 号 日
伊勢市長 印	
次の児童について、入園の承諾を解除することにしましたので通知します。	
入園の承諾を解除する在園児童の氏名及び生年月日	年 月 日 生
施設名	
入園の承諾の解除の年月日	
入園の承諾の解除の理由	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第7号（第9条関係）

<p>保育利用解除通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">伊勢市長 印</p> <p>次の児童について、保育の利用を解除することにしましたので通知します。</p>	
入園している児童の 氏名及び生年月日	年 月 日 生
入園している施設の 名称及び所在地	
保育の利用の解除 の 年 月 日	
保育の利用の解除 の 理 由	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号（第21条関係）

伊勢市立認定こども園預かり保育決定通知書

年 月 日

様

伊勢市長



申込みのありました預かり保育については、次のとおり決定します。

1 承諾

園児の氏名	
生年月日	年 月 日生
預かり保育の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

2 不承諾

理由	
----	--

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部改正)

第11条 伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則（平成17年伊勢市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

伊勢市放課後児童クラブ入会不承諾決定通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで申込みのあった放課後児童クラブへの入会について、次の理由により不承諾とすることに決定しましたので、通知します。

記

- 1 放課後児童クラブ名
- 2 不承諾の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則の一部改正)

第12条 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例施行規則（平成17年伊勢市規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

おおぞら児童園入園承認（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたおおぞら児童園の利用については、次のとおり決定しましたので通知します。

利用の可否		承認・却下（却下理由）		
対象児童	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）		
利用するサービス （○印該当）	1 発達療育	4 作業療法		
	2 感覚運動遊び	5 言語訓練		
	3 小学部療育	6 その他（ ）		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市児童手当事務取扱規則の一部改正)

第13条 伊勢市児童手当事務取扱規則（平成26年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当 認定 通知書
 特例給付 認定請求却下

年 月 日付けで請求のありました児童手当 特例給付については、次のとおり認定理由により請求を却下しましたので通知します。

記

認定に関する事項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上小学校修了前) 人
	(中学生) 人
	計 人
2 区分	児童手当
	特例給付
3 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上小学校修了前) 円
	(中学生) 円
	計 円
4 支給開始年月	
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()	
認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

※裏面に教示を記載しています。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



認定
児童手当 通知書（施設等受給資格者用）
認定請求却下

とおり認定
年 月 日付けで請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下
しましたので通知します。

記

認定に関する事項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3 支給開始年月	
4 支給対象児童の氏名及び生年月日 (※)	
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 (※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙を御覧ください。	
認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

※裏面に教示を記載しています。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当 額 改 定

通知書

特例給付 額改定請求却下

児童手当 請求 改 定
 の額の改定については 届 出 により、次のとおり しまし
 特例給付 職 権 却 下

通知します。

記

額改定に関する事項									
1 改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(3歳未満)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上小学校修了前)	人								
(中学生)	人								
計	人								
2 区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: center;">児童手当</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">特例給付</td> </tr> </table>		児童手当		特例給付				
	児童手当								
	特例給付								
3 改定後の手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(3歳未満)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上小学校修了前)	円								
(中学生)	円								
計	円								
4 改定年月									
5 改定（増・減額）の理由 （ ）									
認定請求却下に関する事項									
却下した理由（ ）									
備考									

※裏面に教示を記載しています。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



額改定
 児童手当 通知書（施設等受給者用）
 額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求 改定
 届出 により、次のとおり しましたので
 職権 却下

通知します。

記

額改定に関する事項	
1 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上小学校修了前) 人
	計 人
2 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上小学校修了前) 円
	計 円
3 改定年月	
4 総額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由 (※)	
5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由 (※)	
(※) 4、5については、この通知書の別紙を御確認ください。	
額改定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

※裏面に教示を記載しています。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当
支給事由消滅通知書
特例給付

児童手当
次のとおり の支給事由が消滅しましたので通知します。
特例給付

記

- 1 消滅した日
- 2 消滅の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

記

- 1 消滅した日
- 2 消滅の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



未支払 児童手当 支給決定 通知書
 特例給付 請求却下

児童手当
 年 月 日付で請求のありました未支払 児童手当 の支給については、次のとおり
 特例給付
 支給することに決定
 しましたので通知します。
 請求を却下

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



支給決定 未支払 児童手当 請求却下 通知書（施設等受給者用）

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり
支給することに決定
しましたので通知します。
請求を却下

記

児童の氏名	住所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月 日分から 年 月 日分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払期間		
		支払期間	年 月 日分から 年 月 日分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払期間		
		支払期間	年 月 日分から 年 月 日分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払期間		
		支払期間	年 月 日分から 年 月 日分まで	

合計 _____ 円

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当
支払差止通知書
特例給付

児童手当
次のとおり 〇〇の支払を差し止めましたので通知します。
特例給付

記

支払差止の内容	支払差止理由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

記

支払差止の内容	支払差止理由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部改正)

第14条 伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則（平成17年伊勢市規則第81号）の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第7号までを次のように改める。

（表面）

特別障害者手当 認定通知書
 障害児福祉手当

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当月額	円	支給開始年月	年 月から
支払場所			

年 月 日付けで請求のありました 特別障害者手当 障害児福祉手当 の受給資格については、上記のとおり認定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長

印

様

◎ 裏面の注意をよく読んでください。

(裏面)

- 1 特別障害者手当・障害児福祉手当（福祉手当）は、2月、5月、8月、11月の年4回、それぞれの月の前月までの分をまとめて支払うこととなっています。

また、支払日は、当該支払月の10日（土曜日、日曜日又は休日の場合は、その前日）となります。

- 2 この手当等を受けるには、毎年8月11日から9月10日の間に、あなたやあなたの扶養義務者等についての前年の所得状況を届け出る必要があります。
- 3 あなたの氏名や住所などを変更したときは、14日以内に福祉事務所に届けてください。
- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

特別障害者手当
障害児福祉手当 認定請求却下通知書

氏 名	
住 所	
却下した理由	

年 月 日付で 特別障害者手当 障害児福祉手当 の認定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長



様

様式第6号（第15条、第16条関係）

特別障害者手当 支給停止 通知書
 障害児福祉手当 支給停止解除
 （福祉手当）

氏 名	
住 所	
（支給停止） （支給停止解除）の理由	
（支給停止） （支給停止解除）の期間	年 月から 年 月まで

特別障害者手当
 あなたの障害児福祉手当（福祉手当）については、上記のとおり 支給停止 しましたの
 支給停止解除
 で通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長



様

- ◎ 支給停止の措置を受けた場合で、翌年8月以降について手当の支給を受けることを希望するときは、翌年8月11日から9月10日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

様式第7号（第17条関係）

特別障害者手当
障害児福祉手当 被災非該当 通知書
(福祉手当)

氏名	
住所	
被災状況 非該当の理由	

年 月 日付けで被災状況書の提出がありましたが、上記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長



様

特別障害者手当

◎ 翌年8月以降について再び 障害児福祉手当 を受けようとするときは、翌年8
(福祉手当)

月11日から9月10日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号（第21条関係）

特別障害者手当
障害児福祉手当 資格喪失通知書
(福祉手当)

氏名	
住所	
受給資格がなくなった理由	
受給資格がなくなった日	年 月 日

特別障害者手当
上記のとおり、障害児福祉手当の受給資格がなくなりましたので通知します。
(福祉手当)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長



様

(伊勢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第15条 伊勢市老人福祉法施行細則（平成17年伊勢市規則第66号）の一部
を次のように改正する。

様式第12号から様式第14号までを次のように改める。

様

伊勢市厚生福祉事務所長



措置開始通知書

老人福祉法第11条第1項の規定により下記のとおり措置を開始したので通知します。

記

- 1 入所前住所
- 2 措置者氏名 男・女 年 月 日生（ 歳）
- 3 入所（養護）開始時期 年 月 日
- 4 入所施設（養護受託者）
- 5 入所施設の所在地
（養護受託者住所）
- 6 入所（養護）を決定した理由
- 7 費用徴収額

	氏 名	月 額	ただし 月分は日割計算額
本 人		円	円
扶 養 義 務 者		円	円

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長

印

措 置 変 更 通 知 書

年 月 日付け 第 号で通知した被措置者に係る措置を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 被措置者氏名

2 変更年月日 年 月 日

3 変更後の状況

4 変更した理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長

印

措 置 廃 止 通 知 書

年 月 日付け 第 号で通知した下記の者に係る措置については、退所に伴い廃止したので通知します。

記

- 1 退所者氏名
- 2 廃止の時期 年 月 日
- 3 退所した施設名
- 4 廃止の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



養護受託申出却下通知書

年 月 日付けの養護受託者の申出について、下記の理由により不承認と
したので通知します。

記

不承認と認めた理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(老人福祉法による措置費徴取規則の一部改正)

第16条 老人福祉法による措置費徴取規則（平成17年伊勢市規則第67号）

の一部を次のように改正する。

第2条中「措置をしたときは」を「措置がとられたときは」に改める。

別記様式を次のように改める。